

別表第2（第3条関係）

新築住宅取得費及び中古住宅取得費並びに増改築・リフォーム助成事業に係る補助対象外経費

補助対象外経費の内容	備考
外構工事	敷地内の舗装工事、管路工事のみとなる給排水工事、浄化槽設置工事、造園植栽工事等
その他の工事といえないもの	シロアリ駆除、防虫・消毒、ハウスクリーニング
塗装工事	付帯するシーリング、コーキング工事も含む。
家具・家電製品及び給湯器・冷暖房機の購入又は設置	・タンス、掃除機、テレビ、冷暖房機等 ・システムキッチン等の躯体と一体のものは交付対象経費とする。
電話やインターネット等の配線工事	
アンテナ工事	テレビ等
住宅と別棟になる建築物・工作物のリフォーム工事や新築工事	カーポート、屋外物置等
直営工事	申請者によるリフォーム工事の実施
共同住宅の共有部分	玄関外の階段、廊下など
アパート等、賃貸物件の増改築・リフォーム	
結婚新生活支援事業以外の、その他の公的支給や補助金の交付が決定されているもの	介護保険居宅介護(予防)住宅改修費、三戸町耐震改修促進事業補助金、すまい給付金、三戸町水洗便所改造等工事支援制度等による工事等

※この表に掲示のない工事は個別審査による。